平成２２年（フ）第２５０号
静岡県富士宮市舞々木町675番地　メゾンドールＦＵＪＩ202号、開始決定時の住所静岡県富士宮市外神753番地の３
破産者　岡崎　勝俊
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２５１号
静岡県富士宮市舞々木町675番地　メゾンドールＦＵＪＩ202号、開始決定時の住所静岡県富士宮市外神753番地の３
破産者　岡崎　千歳
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９６号
静岡県富士市今泉3592番地の１、前住所静岡県富士市桑崎281番地の32
破産者　古川　英雄
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９７号
静岡県富士市今泉3592番地の１、前住所静岡県富士市桑崎281番地の32
破産者　古川　康子
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２６号
奈良市疋田町５丁目239番地の３　スカイヴィレッジＢ棟101号
破産者　小川　榮三
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
熊本県合志市須屋624番地６
破産者　後藤　聡子
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６２号
熊本県合志市幾久富1866番地1193
破産者　長岡　忠成
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１６号
熊本市琴平本町４番69号
破産者　松本　　馨
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９号
青森県三沢市松園町２丁目６番９号　スズキ荘Ｂ－１
破産者　北向スヾヱ
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１０号
秋田県大仙市長野字新町41番地
破産者　鈴木　墾夫
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１１号
秋田県大仙市協和船岡字沢内748番地１、前住所神奈川県茅ヶ崎市浜竹４丁目７番31号
破産者　石田　純悦
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１３号
秋田県仙北郡美郷町畑屋字深田21番地
破産者　本間　陽子（旧姓山影）
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３７号
新潟県長岡市今朝白３丁目15番３号
破産者　高橋　　茂
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
静岡県沼津市大平1192番地の２
破産者　渡邉ふさ江
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
愛知県稲沢市増田西町73番地
破産者　下ノ坊純子
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３７８号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目16番38号
破産者　本東地亜紀子
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４４７号
福岡市城南区南片江３丁目13番38―101、住民票上の住所福岡市博多区美野島２丁目25番３―4105号
破産者　井関　孝臣
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４号
佐賀県西松浦郡有田町大樽１丁目３番５号
破産者　齊藤　　彰
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５１号
佐賀県鹿島市古枝甲956番地２　サンコーポラス古枝１―105号
破産者　大良　吉生
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部